

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 令和三年第一回東京都議会定例会の招集…………… (財務局主計部議案課) …… 一
- 建築基準法による意見の聴取…………… (都市整備局市街地建築部調整課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… (福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課) …… 二
- 一般国道の供用開始…………… (建設局道路管理部路政課) …… 四
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…………… (建設局道路管理部監察指導課) …… 五

### 公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…………… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 五
- 特定非営利活動法人の認定…………… (同) …… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…………… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 六

## 告示

●東京都告示第百六号  
令和三年第一回東京都議会定例会を、二月十七日に招集する。  
令和三年二月十日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都告示第百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。  
なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。  
令和三年二月十日  
東京都知事 小池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年二月十八日(木曜日)午後二時から  
二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇一会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三三三四  
四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主 新宿区西新宿六丁目五番一号  
所氏名 新宿アイランド管理組合管理者 株式会社  
新宿アイランド

建築敷地 新宿区西新宿六丁目一番地三  
地域地区 商業地域、防火地域及び高度利用地区等

### 申請の概要

工事種別 用途変更  
及び用途 事務所、共同住宅、飲食店、物品販売業を営む店舗及び自動車庫庫  
敷地面積 約一六、七六五平方メートル  
建築面積 約八、三四五平方メートル  
延べ面積 約二〇八、二〇〇平方メートル  
構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上四十四階地下四階  
高さ 一八九・四二メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第十項ただし書

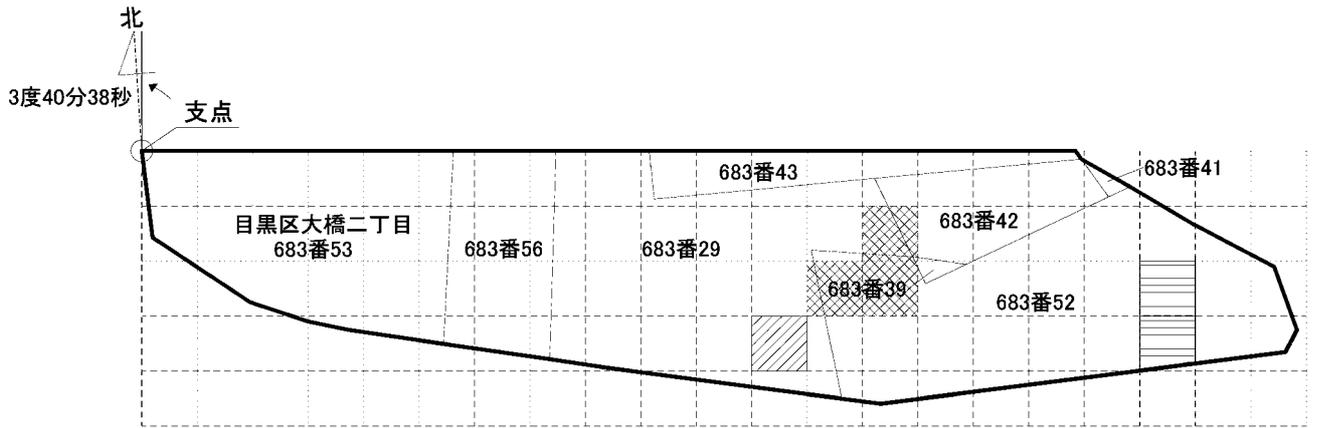
### ●東京都告示第百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和三年二月十日  
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域  
(平成31年東京都告示第160号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1624号により指定した区域)

支 点

支点は、目黒区大橋二丁目683番53の最北端とする。

格子の回転角度(3度40分38秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年二月十日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ウェルサブライ	ケアステーションつくし	江戸川区西 之江3-34-2仙台荘203	令和元年6月30日
特定非営利活動法人にあり福祉サービス	NPOにあり福祉サービス	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎25-2	令和2年9月30日
有限会社ユーエス	ハローケア	墨田区立花5-34-11	令和2年10月31日
有限会社エコス・ファミリー	エスコ	大田区北千束1-34-6	同日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら人森	大田区人森北3-38-1ピース大森303	令和2年11月30日
ユースタイルラボラトリー株式会社	上原訪問介護事業所 北	北区田端1-19-22 フラワーマンション105	同日
ハスタ株式会社	ハスタ株式会社	板橋区赤塚新町3-17-23	同日
ユースタイルラボラトリー株式会社	七尾訪問介護事業所 練馬	練馬区石神井町7-1-14 石神井スカイビル505	同日
株式会社わかばケアセンター	株式会社わかばケアセンター大谷田	足立区大谷田1-4-7	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ウェルサブライ	ケアステーションつくし	江戸川区西 之江3 34 2仙台荘203	令和元年6月30日
特定非営利活動法人にあり福祉サービス	NPOにあり福祉サービス	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎25-2	令和2年9月30日
有限会社エコス・ファミリー	エスコ	大田区北千束1-34-6	令和2年10月31日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら人森	大田区人森北3-38-1ピース大森303	令和2年11月30日
ユースタイルラボラトリー株式会社	上原訪問介護事業所 北	北区田端1-19-22 フラワーマンション105	同日
ハスタ株式会社	ハスタ株式会社	板橋区赤塚新町3-17-23	同日
ユースタイルラボラトリー株式会社	七尾訪問介護事業所 練馬	練馬区石神井町7-1-14 石神井スカイビル505	同日
株式会社わかばケアセンター	株式会社わかばケアセンター大谷田	足立区大谷田1-4-7	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ウェルサブライ	ケアステーションつくし	江戸川区西 之江3-34-2仙台荘203	令和元年6月30日
スムーズオペレーター合同会社	ていらいみず介護	新宿区下落合3-15-20日大和田マンション403	令和2年10月28日
有限会社エコス・ファミリー	エスコ	大田区北千束1-34-6	令和2年10月31日
株式会社わかばケアセンター	株式会社わかばケアセンター大谷田	足立区大谷田1-4-7	令和2年11月30日

サービスの種類 就労移行支援

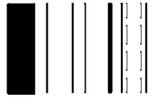
廃止

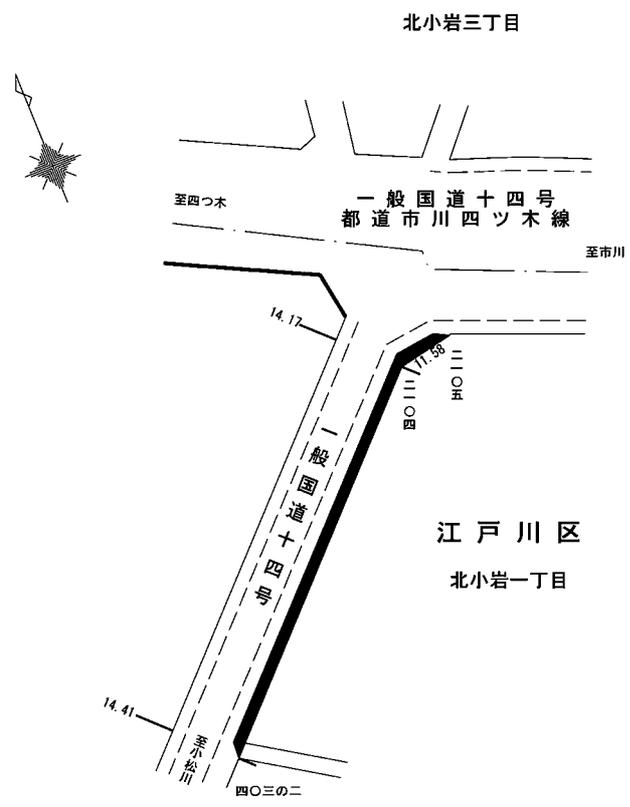
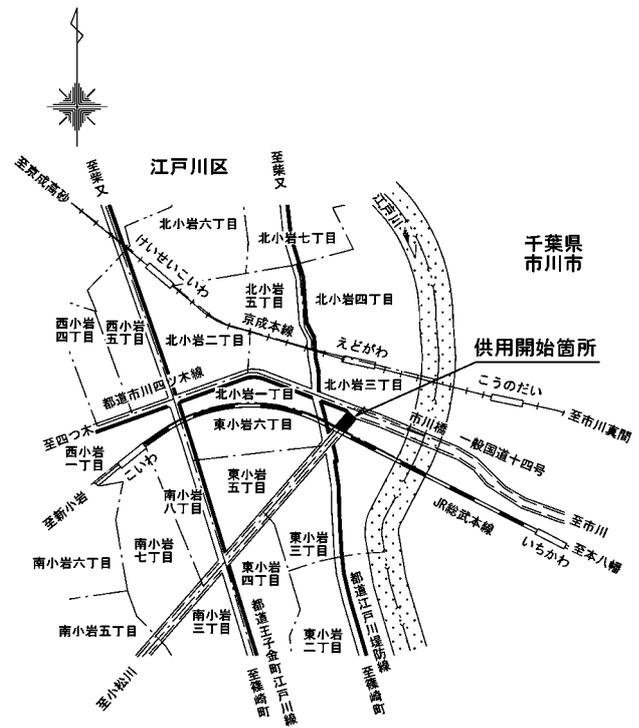
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社総合キャリアトラスト	SAKURA 上野センター	台東区東上野3-21-6 鈴ヶビル2階	令和2年11月30日

●東京都告示第百十号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の一般国道の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和三年二月十日から起算して二週間

別図

一般国道十四号供用開始略図  
 江戸川区北小岩一丁目地内

  
 一般国道  
 都道  
 特別区道  
 供用開始区域  
 延長 九五・五三メートル  
 面積 一九八・五九平方メートル



- 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和三年二月十日  
 東京都知事 小池百合子
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり  
 四 供用開始の期日 令和三年二月十日
- 一 路線名 十四号  
 二 供用開始の区間 江戸川区北小岩一丁目四百三番二地
- 先から同所二千百五番地先まで

●東京都告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、東京都の管理する一般国道において、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。  
その関係図面は、令和三年二月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

十四号

二 占用を制限する区間

江戸川区北小岩一丁目四百三番二地先から同所二千二百

五番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年二月十一日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環

運動推進・支援センター

二 代表者の氏名

高橋 公

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館

八階

四 その他の事務所の所在地

大阪市中央区本町橋二丁目三十一番

五 更新された認定の有効期間

令和二年八月二十八日から令和七年八月二十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本ハビタット協会

二 代表者の氏名

中村 徹

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区隼町二番十二号 藤和半蔵門コープ

〇三号

四 更新された認定の有効期間

令和二年七月一日から令和七年六月三十日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本を美しくする会

二 代表者の氏名

利 哲雄

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目十二番六〇一号

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月三十一日から令和七年三月三十日まで

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ

二 代表者の氏名

秦 信行

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚三丁目二番六号

四 認定の有効期間

令和三年一月五日から令和八年一月四日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年二月十日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名

(仮称) コピオ長房Aゾーン

二 店舗所在地

八王子市長房町三百四十番十二

三 設置者名

株式会社スーパールプス

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年一月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年二月十日から同年三月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) コピオ長房Bゾーン

二 店舗所在地 八王子市長房町三百四十番三十九

三 設置者名 株式会社スーパールプス

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年一月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年二月十日から同年三月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

DCMホームマック八王子みなみ野店

二 店舗所在地

八王子市みなみ野一丁目三番一号

三 設置者名

DCMホームマック株式会社

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年一月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年二月十日から同年三月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 中島ビル

二 店舗所在地 小平市花小金井一丁目二番二十三号

三 設置者名 株式会社SMB C信託銀行

四 意見

ア 聴取者 小平市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年一月十四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年二月十日から同年三月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

